

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第17号

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例

亀山市都市計画税条例（平成17年亀山市条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分に改める。

改正後	改正前
附 則 （ <u>法附則第15条第15項</u> の条例で定める割合） 4 <u>法附則第15条第15項</u> に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における <u>法附則第15条第15項</u> に規定する条例で定める割合は、2分の1）とする。 （ <u>法附則第15条第33項</u> の条例で定める割合） 5 <u>法附則第15条第33項</u> に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 13 <u>法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32</u>	附 則 （ <u>法附則第15条第16項</u> の条例で定める割合） 4 <u>法附則第15条第16項</u> に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における <u>法附則第15条第16項</u> に規定する条例で定める割合は、2分の1）とする。 （ <u>法附則第15条第34項</u> の条例で定める割合） 5 <u>法附則第15条第34項</u> に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 13 <u>法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33</u>

項から第36項まで、第39項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

項から第35項まで、第37項から第39項まで、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。